

## 青森大学学修支援センター規程

### (目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）入学者選抜・継続支援管理委員会（以下「委員会」という。）規程第3条第4項の規定に基づき、本学学修支援センター（以下「センター」という。）を置き、本学における学生の学習全般の支援及び学習環境の改善を行い、「学生中心の大学」としての青森大学の教育機能の高度化に資することことを目的とする。

### (業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 意欲のある学生向け学修支援
- (2) 課題を抱えた学生向け学修支援
- (3) 学修及び満足度に関する調査の実施・集計
- (4) その他センターの目的達成のために必要な事項

### (組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

### (センター員の任命及び任期)

第4条 前条第1項第3号のセンター員は、学長が任命する。

- 2 前項のセンター員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター員の任期は前任者の残任期間とする。

### (センター長及び副センター長)

第5条 センターにセンター長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。
- 3 センターに副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、学長が指名する者をもって充てる。
- 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (センター会議)

第6条 センターに、センター会議を置き、第2条に掲げる業務の遂行に関する事項を審議する。

2 センター会議は、センター長が招集し、議長となる。

3 センター長は、必要に応じてセンター員以外の者をセンター会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、経営戦略局において処理する。

附 則

この規程は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年8月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。